

平成20年2月19日

あおもりの「冬の農業」推進チーム

廃油等利用の石油代替暖房機に係る法規制等について

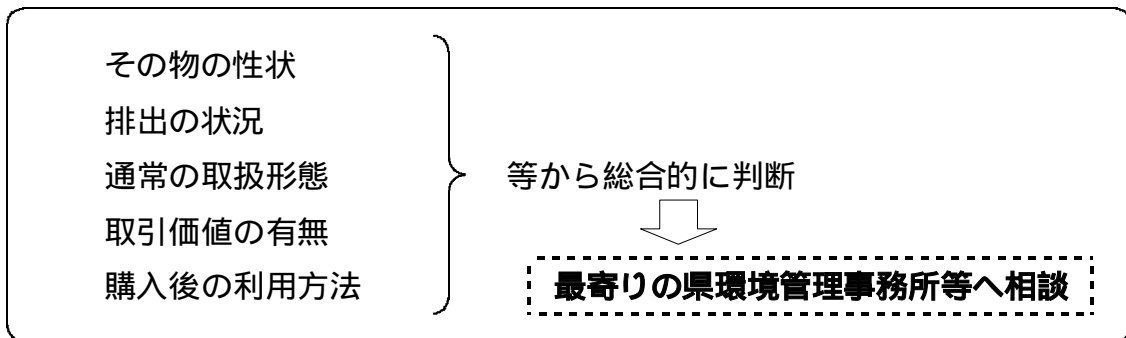
1 廃棄物処理法に係る規制

廃油等を燃料とする石油代替暖房機の導入に当たっては、その燃料の廃棄物該当の可否により廃棄物処理法の規制を受ける。廃棄物と見なされれば、原則として暖房機（以下「ボイラー」という。）での燃焼は禁止され、同法に定める処理基準に適合した焼却施設などでの焼却が義務付けられる。

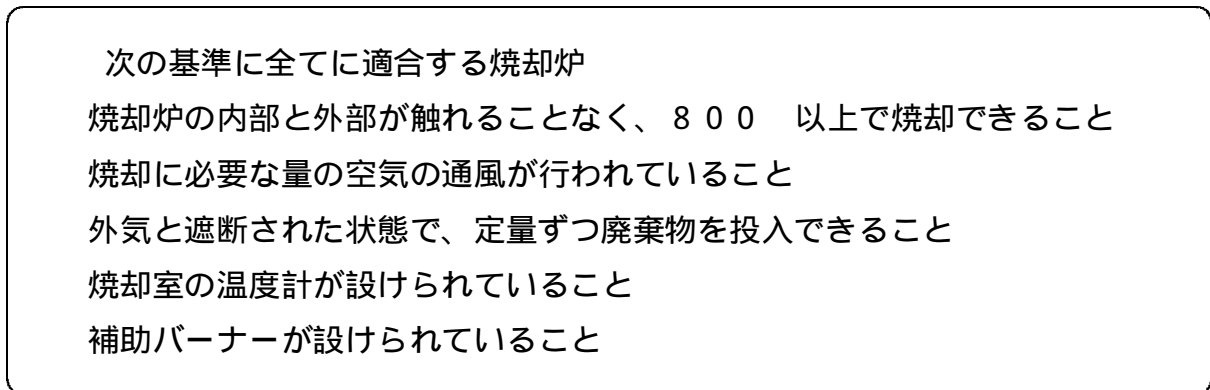
廃棄物であるかの判断は、その物の性状や取引価値の有無などから総合的に判断されることから、最寄りの県環境管理事務所（青森市は市環境政策課）に事前に相談する必要がある。

なお、廃棄物に該当しない場合は、廃棄物処理法による規制は受けないが、ボイラーの規模によって大気汚染防止法等の規制を受ける。

< 廃棄物の判断基準 >



< 処理基準に適合した焼却設備 >



2 大気汚染防止法に係る規制

ボイラーは、規模や能力によって青森県公害防止条例に定める「ばい煙関係施設」や大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」に該当し、規制の対象となる。

< ばい煙発生・関係施設となるボイラーの規模 >

(1) ボイラーの伝熱面積

5 m²以上 10 m²未満

青森県公害防止条例による規制

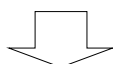
10 m²以上

大気汚染防止法による規制

(2) バーナーの燃焼能力

重油換算で 50 L / h 以上

大気汚染防止法による規制



上記のいずれにも満たない場合は、ばい煙発生・関係施設
とならず規制対象外

ボイラーの伝熱面積、バーナーの燃焼能力はメーカーに確認する。

ばい煙発生・関係施設の規制

(1) 施設設置の届出 (県環境管理事務所)

場所、規模、資料燃料等を県環境管理事務所へ届け出

(2) ばい煙量等の測定

- ・ 年 2 回以上のばい煙量又はばい煙濃度を自主的に測定 (結果は 3 年保管)
- ・ 報告義務はないが、環境管理事務所が不定期に測定状況を確認

3 自主検査

上記に該当しない場合は、関係法による規制はないが、廃油等を燃焼することによる各方面からの苦情や風評被害などを考慮して、メーカーと連携してばい煙濃度等の自主検査を実施することが望ましい。

4 その他

石油代替暖房機を導入する場合は、主に以下の点に留意する必要がある。

また、併せて機種選定や規模決定の理由、コスト削減の効果なども確認する。

< 石油代替暖房機を購入する場合の留意点 >

留意するポイント	確認事項
導入後の故障等トラブルの防止	実用化の燃焼試験が実施されているか。 仕様や暖房機の耐久性などが明確になっているか。
関係法令の規制等の確認	最寄りの環境管理事務所に石油代替暖房機の利用計画等を事前に相談しているか。
燃料の安定供給の確保	燃料調達先との売買契約の締結が確実に なっているか。
風評被害等への対応	排ガス等の検査を行うことになっているか。 (メーカーと連携し自主検査を検討)
その他	暖房機の機種や規模に係る理由は明確となっ ているか。 コスト削減の効果を把握しているか。

廃油等利用の石油代替暖房機に係る法規制等について

関係法令	廃油等利用の石油代替暖房機に係る法規制の流れ	手続き等
<p>廃棄物処理法 〔廃棄物かの判断〕</p>		<p>原則、廃棄物の暖房利用は禁止 焼却する場合は、処理基準を満たす施設の利用が必要</p> <p><処理基準を満たす焼却設備> 全てに適合すること</p> <p>炉内の内外部が触れず 800 以上 焼却に必要な量の空気が通風 外気と遮断して廃棄物を定量投入 焼却室の温度計が設置 補助バーナーが設置</p>
<p>大気汚染防止法、 青森県公害防止条例 〔ボイラーの規模〕</p>		<p>環境管理事務所等への届出 場所、規模、使用燃料等</p> <p>ばい煙の濃度測定 ・年2回以上の自主測定 ・報告義務はないが、環境管理事務所が不定期に測定状況を確認</p> <p>伝熱面積及びバーナーの燃焼能力は、メーカーに確認すること</p>
<p>自主規制</p>	<p>排ガス等の自主検査の実施（風評被害等への対応）</p>	<p>・メーカーと連携した自主検査等</p>